

第134号議案

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「法」という。）第24条第2項の規定による負担金及び法第25条第1項の規定による特別徴収金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(受益者負担金の徴収)

第2条 県は、独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）が行う法第11条第1項第7号イから八まで若しくは第8号の事業又は同項第9号の事業（土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。）に要する費用の一部を負担するときは、当該事業の実施に係る区域内にある土地についての土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有する者（以下「事業参加資格者」という。）（法第11条第1項第7号ハの事業にあつては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）その他法第24条第2項の農林水産省令で定める者で、当該事業によって利益を受けるものから、同条第1項の規定による負担金（以下「県負担金」という。）の一部を徴収する。

2 前項に規定する者が同項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者からの受益者負担金（同項の規定により県が徴収する負担金をいう。以下同じ。）の徴収に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収するものとする。

(受益者負担金の額)

第3条 受益者負担金の額は、前条第1項の事業（以下この項において「当該事業」という。）に係る事業費の額に100分の15（法第11条第1項第7号ロに規定する農業用道路の新設又は改良に係る事業にあつては、100分の10）を乗じて得た額から、法第24条第3項の規定により当該事業の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村から県負担金の一部を徴収す

る場合におけるその徴収する額及び同条第7項の規定により当該事業によって利益を受ける市町村から県負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額を差し引いて得た額に、当該事業の実施に係る区域内にある受益者負担金の徴収に係る土地の面積の当該事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、当該事業につき前条第1項の農林水産省令で定める者がある場合において、その者から徴収する受益者負担金の額は、その者の受ける利益を限度として知事が定める額とする。

- 2 法第11条第1項第9号の事業の実施に係る区域内にある土地についての前条第1項に規定する者がある場合において、その者から県負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額は、前項の規定にかかわらず、その者の受ける利益を限度として知事が定める額とする。

(特別徴収金の徴収)

第4条 県は、法第11条第1項第7号イ又は口の事業(以下この条において「特定事業」という。)の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、機構が法第25条第1項の公告をした日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を特定事業に係る特定地域整備事業実施計画(法第15条第1項の特定地域整備事業実施計画をいう。)において予定した用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収する。ただし、独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号。以下「令」という。)第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により県が特別徴収金を徴収する場合には、第2条第2項の規定を準用する。

(特別徴収金の額)

第5条 前条に規定する特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額とする。

(1) 県負担金のうち特別徴収金の徴収に係る土地に係る部分の額として令第28条第2項において準用する同条第1項の規定により算定される額

(2) 法第24条第2項、第3項、第5項又は第7項の規定により県が徴収する負担金のうち特別徴収金の徴収に係る土地に係る部分の額として令第28条第2項において準用する同条第1項の規定により算定される額

(特別徴収金の徴収方法)

第6条 知事は、特別徴収金を一時に徴収するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。